

本工場ハ前記ノ如ク事業不振著シキ欠損ヲ生ジ事業
再開ノ見込ナク又爭議因側ニ於テモ爲スバキ術モナ
ク結局手当金支給ニ依リ近ク妥協解決ノ見込
尤及申(四)報候也

別記

▲田邊敬義株式会社ノ爭議に際シテ全無產者に撤す！

資本金制の典型——田辺平太郎の暴挙と——正義の旗の前は血盟とて彼 田辺と

争ひ斗する従業員と支持せよ！

東京府下大島町入目所五田邊敬義株式会社リム工場ノ従業員は去ル九月十二日を以テ
従来ノ労働賃銀カ他工場ノ同一産業ノそれと比較シテ約一割五分方モ低劣ニ生活賃銀トシテ収入不足
なるものあり加テ最近ノ生活不安定ノ情態ト加重シ現狀ノ甚クハ一家ノ生活に於テ身
支トスル實情ト當面シタモ止まなく怠慢ト自覺シ生計トスル人皆働能ク欲木自遂に依リ
如キ極めて低程及ノ待遇改善ヲ要求シ工場主田辺平太郎氏に提出シタ

◇ 内容——◇

○ 産部ノ賃銀従来ノ三鎊五厘ヲ回數五戸トセられたし△ 廉部ノ賃銀従来ノ三鎊と三鉄五戸
トせられたし◇ 労働賃銀に對シテ年一四昇格せられたし◇ 諸員者ノ職員作業なき
場合は半日休と支給せられたし 以上 田邊敬義 其の當初から今迄他に類例なきも資
本率制の態及と最も不祥有に代表表示して今日ノ社会關係トナリ得る一方實の仕續文く可か
る根據——生産的ノ係を重視し唯も自己ノ利潤ヲ獲得のみは以テして従業員ノ收入生活等ト對
して日一歎し年一不金ノ以テして従業員ノ生活ニ對シテ日一歎し年一不金ノ以テして従業員ノ生活ニ對
シて日一歎し年一不金ノ以テして従業員ノ生活ニ對シテ日一歎し年一不金ノ以テして従業員ノ生活ニ對
提出シタカその概な要求に對シテ一層しくれテ多數の労働者の首を切リ暴行したカその概な